

第17号議案

中間市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

中間市長 福田 浩

中間市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

中間市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和53年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委員7人」を「7人の委員」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、第2号、第4号及び第5号に掲げる者に係る委員の定数は、それぞれ第2号、第4号及び第5号に定める数とする。

第3条第2項第2号及び第4号中「遠賀中間医師会」を「一般社団法人遠賀中間医師会」に改め、同条第3項ただし書中「再任は」の次に「、これを」を加える。

第4条第3項中「あるとき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第5条第1項中「委員会」の次に「の会議（以下この条において「会議」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が招集する。

第5条第3項及び第4項中「委員会」を「会議」に改める。

第7条中「健康増進課」を「保健福祉部において予防接種に係る事務を所管する部署」に改める。

第8条の見出しを「（委任）」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

中間市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>7人の委員</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 <u>この場合において、第2号、第4号及び第5号に掲げる者に係る委員の定数は、それぞれ第2号、第4号及び第5号に定める数とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般社団法人遠賀中間医師会</u>中間支部の代表者 1人</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>一般社団法人遠賀中間医師会</u>の推薦する医師 2人</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は、<u>これを妨げない。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、<u>又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の<u>会議</u> (以下この条において「<u>会議</u>」という。)は、会長が招集する。<u>ただし、会長及び副会長を定めていないときは、</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>委員7人</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>遠賀中間医師会</u>中間支部の代表者 1人</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>遠賀中間医師会</u>の推薦する医師 2人</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、会長が招集する。</p>

市長が招集する。

- 2 (略)
- 3 会議の決定は、出席委員全員の合意による。
- 4 会議の議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部において予防接種に係る事務を所管する部署において処理する。

(委任)

第8条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 (略)
- 2 (略)

2 (略)

- 3 委員会の決定は、出席委員全員の合意による。
- 4 委員会の議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 (略)

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)